

工事における余裕期間制度実施要領

(目的)

第1条 本要領は、滋賀県が発注する工事において、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、建設資材、労働者確保等の準備を行う期間を、余裕期間として付加する余裕期間制度を実施するにあたり、必要となる事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

(1) 実工期

標準的な施工方法により工事を実施する上で必要となる期間であって、準備および後片付け期間を含めた期間をいう。

(2) 余裕期間

契約締結日から工事開始日の前日までの期間をいう。

(3) 工事開始期限日

発注者が指定する工事開始の期限日をいう。

(4) 工事開始日

受注者が工事を開始する日をいう。なお、受注者は工事開始日以降 30 日以内に着工しなければならない。

(5) 終期日

後片付け期間の末日をいう。

(6) 全体工期

契約締結日より 5 日以内の日から終期日までをいう。

(7) 発注者指定方式

発注者が工事開始日および終期日を指定する方式

(8) 任意着手方式

発注者が示した工事開始期限日までの間に受注者が任意に工事開始日を設定する方式

(9) 監理技術者等

建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法に基づき配置する主任技術者または監理技術者をいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定することにより、受注者の円滑な施工体制の確保に寄与できる工事について余裕期間の設定に努めるものとする。

ただし、事業の進捗や他工事への進捗に影響を与える工事、災害復旧等の緊急を要する工事、維持作業等は対象外とする。

(発注者による余裕期間、工期等の設定)

第4条 発注者が設定する余裕期間は実工期の 30%を超えず、かつ 180 日を超えない範囲とする。

- 2 発注者において、発注者指定方式または任意着手方式から、適用する方式を選定する。
 - (1) 発注者指定方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは、余裕期間、工事開始日および終期日を設定するものとする。
 - (2) 任意着手方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは、実工期(開始日から起算して○日間)および工事開始期限日を設定するものとする。
- 3 発注者は、実工期について適切な期間を確保したうえで、工事開始日および終期日ならびに余裕期間を設定する。

(受注者による工事開始日等の設定)

第5条 任意着手方式による余裕期間制度を適用する工事の受注者は工事開始期限日までの間で工事開始日を任意に設定し、契約締結日までに書面(別紙様式)により発注者に通知する。

- 2 受注者が前項の規定による通知をしなかったときは、発注者は、契約日を工事開始日として設定したものとみなす。
- 3 第1項に基づき通知を行った場合、工事開始期限日までの期間の範囲内において工事開始日を変更できる。
- 4 工事開始日の変更を行う場合、通知した工事開始日の14日前までに発注者と協議のうえ、工期に係る契約を変更しなければならない。
- 5 前項に基づく契約変更は原則として、1回に限り行える。

(余裕期間における監理技術者等および現場代理人の配置)

第6条 監理技術者等および現場代理人の配置については次の各号による。

- (1) 監理技術者等は余裕期間内の配置を要しない。
- (2) 現場代理人は、余裕期間内の常駐をしない。

(監理技術者等の確認等)

第7条 発注者は、工事開始日において監理技術者等の配置を確認する。

- 2 監理技術者等の専任を要する工事について、発注者は、提出された工事着工届書記載の、工事着工日において監理技術者等の専任を確認する。

(工事開始日前の取扱い)

第8条 受注者は、契約締結日から工事開始日の前日までの間は、工事着手(測量、資機材の搬入、現場事務所の設置、仮設物の設置およびその他工事を実施するための準備行為)を行ってはならない。ただし、これら以外の準備(資材または労働者の確保に関する契約など)については、受注者の責において行うことができる。

- 2 受注者は、一般土木工事等共通仕様書(滋賀県)等の規定によらず、工事開始日以降30日以内に工事着手しなければならない。
- 3 余裕期間中の現場管理については、発注者の責によるものとする。

(経費の負担)

第9条 余裕期間の設定に伴い発生する必要経費は受注者の負担とする。

(落札者の決定の保留)

第10条 低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合であって、契約を締結する日が余裕期間の末日以前の日となるときは、当該余裕期間の末日は、これを変更しない。

2 低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合において、契約を締結する日が余裕期間の末日の翌日以降の日となるときは、当該工事には、余裕期間制度を適用しない。

(契約等手続きについて)

第11条 契約等の手続きにあたっては、次のとおりとする。

(1) 契約保証にかかる期間は、全体工期とする。

(2) コリنز(CORINS)への登録は、一般土木工事等共通仕様書(滋賀県)等に定められた期間に行うものとする。コリنزに登録する工期および技術者の従事期間は実工期で登録を行うものとする。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和5年12月1日から施行する。

工事開始日通知書

年 月 日

(契約担当者)

様

(受注者)

住所

氏名

次のとおり工事開始日を定めましたので通知します。

工事番号	
工事名	
工期	工事開始日から 日間
開始日	年 月 日

工事番号、工事名、工期は発注者が事前に記入

注1 契約締結日までに通知がない場合は、契約日を工事開始日とみなします。

注2 休日（滋賀県の休日を定める条例（平成元年3月30日条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。）を工事開始日に指定することはできません。

注3 工事開始日の指定より定まる工事完了期限日が、休日となる場合は、翌日を工事完了期限日とします。